

「みき市議会だより」表紙写真公募要領

【目 的】

市民に親しまれ、開かれた議会を目指す取り組みの一環として、「みき市議会だより」の表紙写真を公募します。

【募集内容】

三木市内で撮影した行事や風景など「みき市議会だより」の表紙にふさわしい写真で、次に記載の項目いずれにも該当するものを募集します。

- 1 応募者本人が三木市内において概ね1年以内に撮影したもの
- 2 未発表のもの
- 3 デジタルデータで提供できるもの
- 4 人物が特定できる場合は、被写体の承諾を受けたもの
 - (1) 被写体が中学生以下の場合は、保護者の承諾を受けているもの。ただし、イベント等で多数の被写体が撮影されており、個人の特定性が低い場合は風景写真と見なし、この限りではありません。
 - (2) 個人の所有物を被写体とした場合は、所有者の承諾を受けたもの

【応募資格】

市内在住または市内へ通勤・通学している人に限ります。

【応募期間】

令和8年7月20日以降、年間を通して随時応募を受付します。

【応募方法】

持参、郵送、Eメールまたは投稿フォームにて、写真データ（デジタルデータJ P E G形式）と次に記載の内容を所定の応募用紙に記入し、議会事務局まで提出してください。また、応募作品は原則返却しません。

- ① 応募者（撮影者）の氏名
- ② 住所
- ③ 連絡先
- ④ 撮影年月日
- ⑤ 撮影場所・写真のタイトル
- ⑥ 写真の説明（20文字程度）

【選考方法】

選考方法については、次に記載のとおりです。

- 1 審査の対象は、受付から1年以内の写真とします。採用に至らなかった写真は次号以降に繰り越し、再審査対象とします。
- 2 市議会だより編集委員会で応募写真を審査します。なお、審査に関する問い合わせには応じません。
- 3 採用の発表は、「みき市議会だより」の発行をもって代えさせていただきます。

【掲載】

市議会だより編集委員会で選出された写真を「みき市議会だより」の表紙に採用し、応募者（撮影者）の氏名またはニックネーム、撮影場所等を掲載します。ただし、氏名の掲載を希望しない場合は、応募時にその旨を記載してください。

【応募上の注意】

応募上の注意事項は、次に記載のとおりです。

- 1 応募写真に関する著作権、肖像権等の問題が発生した場合、その責任及び解決のすべては応募者に帰属するものとします。
- 2 応募写真は、無償で三木市議会が使用することに許諾したものとします。
- 3 「みき市議会だより」はA4判縦型であり、採用された写真は、必要に応じてトリミング処理や加工等を行うことや、複数枚を組み合わせて掲載することがあります。
- 4 応募にかかる費用は、全て応募者の負担となります。

【免責】

三木市議会は、応募者（撮影者）より提供された写真の利用又は掲載により、応募者（撮影者）に対して発生した損害について一切の責任を負わないものとします。

【その他】

この要領に定めるもののほか、「みき市議会だより」表紙写真公募に関する必要な事項は、市議会だより編集委員会に諮り定めるものとします。また、この募集において取得した個人情報は、本目的以外には使用しません。

【問い合わせ先】

三木市議会事務局 庶務係

〒673-0492 三木市上の丸町 10-30

電話：(0794) 82-2000

メールアドレス：gikai@city.miki.lg.jp